



琵琶湖の保全・再生に資する森林づくりの推進

【要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 森林整備事業および治山事業に対する財政支援の充実

- 森林の持つ多面的機能の維持・増進と資源の循環利用に向け、森林整備事業のための財政支援の充実
(間伐、森林の更新および獣害防止対策等)
- 琵琶湖の保全・再生を目的とした森林づくりを着実に実行するために、起債措置・地方財政措置（森林の間伐等の促進に関する特別措置法（～H32））の継続
- 災害の早期復旧および土石流・流木被害に対する財政支援の充実

(2) しがの林業成長産業化推進への支援充実

- 効率的な木材生産・加工に向けた財政支援の充実
(路網整備、高性能林業機械の導入、小規模加工事業体等への施設整備等)

2. 提案・要望の理由

- 平成 27 年 9 月に施行された琵琶湖保全再生法に基づき、琵琶湖の保全・再生を目的とした森林づくりを今後とも着実に実施していくためには、財政的に重点的な支援が必要。
- 森林整備事業については、具体的な整備手法を盛り込んだ本県独自の森林整備指針を策定（H30.3）し、水源涵養機能維持、流木・流出土砂対策、持続的な資源利用の各視点により森林づくりに取り組むこととしており、事業の着実な実施のためには、財政支援が必要。
- 近年、台風等による山地災害が多発する傾向に有り、土砂流出や流木により下流域での堆砂・流木の問題が発生しているため、治山事業による災害復旧工事が必要。
- しがの林業成長産業化に向けて、安定的な木材生産を確立するために基盤整備や高性能林業機械の導入により作業の効率化や木材生産量の増加を図り、加工材の品質向上や供給力の強化を進めていくために、小規模な加工事業体等のニーズに対する弾力的な財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県では、「琵琶湖森林づくり基本計画 (H28.3 見直し)」や「しがの林業成長産業化アクションプラン (H29.3 策定)」に基づき、適正な水源林の保全管理や林業成長産業化に向けた取組を進めている。

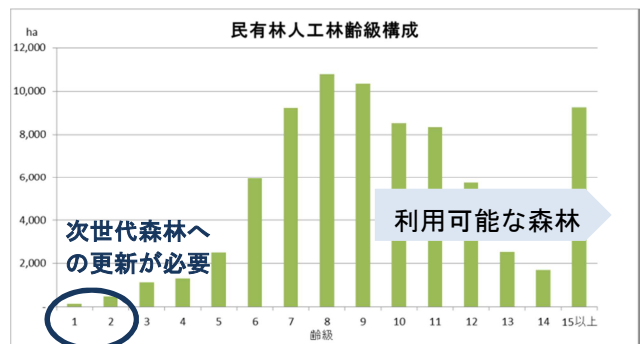
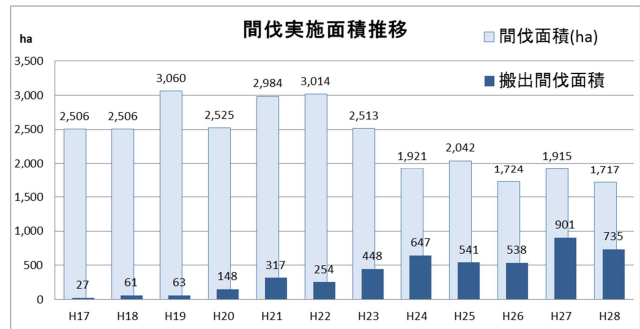
■森林整備事業における取組状況と課題■

- 森林の多面的機能の維持・向上を図り、資源の循環利用の推進による林業成長産業化を実現するため、搬出間伐を中心とした森林整備に取り組んでいる。

また、利用可能な森林が増加する一方で、次世代森林への更新(伐採・再造林)が課題。

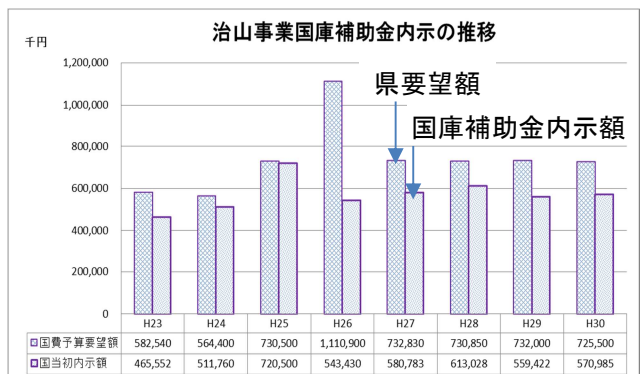
更新に伴い、深刻なニホンジカ被害に対する獣害防止対策の確実な実施が必要。

- 本県は琵琶湖森林づくり県民税を活用し予算確保に努めているが、琵琶湖の保全・再生を目的とした森林づくりを着実に実行するには安定的な財源が必要。



■治山事業における取組状況と課題■

- 平成 25 年につづき、平成 29 年度も台風 5 号、台風 2 1 号による土石流や流木による災害が発生しており、災害関連緊急治山事業を活用し災害復旧工事を進めているところであるが、すべての箇所の災害復旧には治山事業の財政支援の充実が必要。



■林業成長産業化に向けた取組状況と課題■

- 本県では平成 3 2 年の目標素材生産量を 12 万 m³としているが、現在の素材生産量は 7 万 6 千 m³ (H28) にとどまっている。安定的な素材生産を図るためには、路網の整備や高性能林業機械の導入は必要不可欠。
- 本県の木材産業は、小規模零細な製材工場がほとんどである。そのため、スケールメリットを生かした水平連携を行いながら、小規模事業者への施設整備を促進することが必要。